

『平成 23 年度風力発電の受付』の概要について

1. [実証試験対象]大規模風力（出力制御型）

(1) 受付対象

次のいずれにも該当する案件を受付対象とします。

- ① 当社特別高圧系統に1 連系地点で連系する風力発電機の定格出力の合計が、新たに設置する風力発電機を含めて2,000 kW以上のもの
- ② 1 案件の上限が 20 万 kW以下のもの
- ③ 下げ代不足時に当社からの遠方指令により出力制御（電力需要の少ない夜間など、需給の一致を図ることが困難となることが想定される際の当社からの遠方指令に応じた出力制御）するもの
- ④ 平成 24～28 年度に当社電力系統への連系および受給を開始するもの

(2) 受付量

原則として20万kW（新たに連系する風力発電機の定格出力の合計）

(3) 系統連系候補者決定方法

抽選により全案件について順位付けを行い、その順位に従って系統アクセス検討を行い、系統連系候補者を決定します。

(4) 当社が電力を購入する場合の条件

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「特別措置法」といいます。）の施行に伴い、当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法および関係法令などに定められた設備の認定（以下、「設備認定」といいます。）を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに従うものとします。

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、季節・時間帯を問わず、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から17年間を原則とします。

2. [通常型]大規模風力

(1) 受付対象

次のいずれにも該当する案件を受付対象とします。

- ① 当社電力系統に1 連系地点で連系する風力発電機の定格出力の合計が、新たに設置する風力発電機を含めて2,000 kW以上のもの
- ② 1 案件の上限が3万kW以下のもの、
ただし、『[実証試験対象]大規模風力（出力制御型）』に併願する場合は1 案件の上限は20万kW以下とし、そのうち最大3万kWを『[通常型]大規模

- 風力』の上限とするもの
- ③ 下げ代不足時に発電停止（電力需要の少ない夜間など、需給の一致を図ることが困難となることが想定される際の発電停止）するもの
 - ④ 平成24～28年度に当社電力系統への連系および受給を開始するもの

(2) 受付量

原則として3万kW（新たに連系する風力発電機の定格出力の合計）

(3) 系統連系候補者決定方法

抽選により全案件について順位付けを行い、その順位に従って系統アクセス検討を行い、系統連系候補者を決定します。

(4) 当社が電力を購入する場合の条件

当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法の設備認定を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとします。

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、季節・時間帯を問わず、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から17年間を原則とします。

3. [蓄電池等併設型]出力変動緩和制御型風力

(1) 受付対象

次のいずれにも該当する案件を受付対象とします。

- ① 当社電力系統に1連系地点で連系する風力発電機の定格出力の合計が、新たに設置する風力発電機を含めて2,000kW以上のもの
- ② 1案件の上限が5万kW以下のもの
- ③ 出力変動緩和制御（蓄電池等の出力制御により、新たに設置する風力発電機に起因する出力変動を緩和）するもの
- ④ 平成24～28年度に当社電力系統への連系および受給を開始するもの

(2) 受付量

原則として5万kW（新たに連系する風力発電機の定格出力の合計）

(3) 系統連系候補者決定方法

抽選により全案件について順位付けを行い、その順位に従って系統アクセス検討を行い、系統連系候補者を決定します。

(4) 当社が電力を購入する場合の条件

当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法の設備認定を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとします。

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格を、季節・時間

帯区分に展開した価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から17年間を原則とします。

季節・時間帯区分	
平日	夏季
昼間	その他季
夜間	

- ・ 「夏季」は毎年7月1日から9月30日までの期間をいい、「その他季」は毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。
- ・ 「平日昼間」は「休日等」を除く日の午前8時から午後10時までの時間をいいます。
- ・ 「夜間」は夏季、その他季の「平日昼間」を除く時間および「休日等」をいいます。
- ・ 「休日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2、3、4日、4月30日、5月1、2日、12月29、30、31日をいいます。

4. [通常型]中規模風力

(1) 受付対象

次のいずれにも該当する案件を受付対象とします。

- ① 当社電力系統に1連系地点で連系する風力発電機の定格出力の合計が、新たに設置する風力発電機を含めて20kW以上2,000kW未満のもの
- ② 下げ代不足時に発電停止（電力需要の少ない夜間など、需給の一致を図ることが困難となることが想定される際の発電停止）するもの
- ③ 平成24～27年度に当社電力系統への連系および受給を開始するもの

(2) 受付量

原則として2万kW（新たに連系する風力発電機の定格出力の合計）

(3) 系統連系候補者決定方法

抽選により全案件について順位付けを行い、その順位に従って系統アクセス検討を行い、系統連系候補者を決定します。

(4) 当社が電力を購入する場合の条件

当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法の設備認定を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとし、

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、季節・時間帯を問わず、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から17年間を原則とします。

5. 小規模風力

(1) 対象

1 連系地点における風力発電機の定格出力の合計が 20kW 未満のもの

(2) 受付方法

当面の間、系統連系協議の随時受付を継続します。ただし、系統への風力発電機の連系状況などにより、受付方法などを見直す場合があります。

(3) 当社が電力を購入する場合の条件

当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法の設備認定を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとします。

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、季節・時間帯を問わず、特別措置法第9条第1項第2号に基づき算定する額において用いる当社の価格に準じた価格により購入するものとし、受給期間は受給開始日から1年間（自動延長条項付）を原則とします。

ただし、特別措置法施行前に受給開始される場合については、従来の取扱い同様、以下のとおりとします。

- ① 当社は、原則としてRPS制度における「電気」と「新エネルギー等電気相当量」を合せて、季節・時間帯を問わず、11.00円/kWh（消費税抜き）で購入します。
- ② なお、申込者がRPS法に定める「新エネルギー等電気相当量」を当社以外に販売することを希望されて、当社が「電気」のみを購入する場合は、季節・時間帯を問わず、3.60円/kWh（消費税抜き）で購入します。
- ③ 受給期間は受給開始日から1年間（自動延長条項付）を原則とします。

6. 出力一定制御型風力

(1) 対象

蓄電池の出力調整により、単位時間ごとの電力系統への送電電力を、発電計画に基づき一定とする制御が可能なもの

(2) 受付方法

当社の定める技術要件を満足することを条件として、系統連系の申し込みの随時受付を継続します。

(3) 当社が電力を購入する場合の条件

当社電力系統への連系および受給開始時点において新たに設置する風力発電機が特別措置法の設備認定を受けた場合には、調達価格、調達期間などについては、特別措置法、その他関係法令などの定めに拠るものとします。

他方、特別措置法の適用を受けない場合には、当該風力発電からの電気について、当社への販売を希望される場合は、需給状況などを勘案して購入価格、受給期間を個別に協議します。

7. 今後のスケジュール（小規模風力、出力一定制御型風力を除く）

平成23年12月16日	説明会の開催 抽選会参加および系統アクセス検討（予備検討） 受付の開始
平成24年 1月26日	抽選会参加および系統アクセス検討（予備検討） 受付の締切
平成24年 2月16日	抽選会 抽選により決定した抽選上位案件から、 系統アクセス検討（予備検討）を開始
平成24年 2月下旬以降	系統アクセス検討（予備検討）結果の回答 系統アクセス検討対象案件確定の開始
平成24年 3月末以降	系統アクセス検討対象案件確定のお知らせ 連系地点協議の開始
平成24年 5月下旬以降	系統アクセス検討受付の開始
平成24年 6月末頃	系統アクセス検討受付の締切 系統アクセス検討対象案件以外への 系統アクセス検討（予備検討）結果の回答
平成24年 7月以降	系統空容量の随時問合せ受付の開始
平成24年 9月以降	系統アクセス検討結果の回答
平成24年10月頃	系統連系候補者の決定 （電力受給仮契約書の締結、覚書の交換）
平成24年11月頃	契約保証金の預託

※ 抽選への申込み状況などによりスケジュールが変更となる場合があります。

8. その他

（1）抽選会参加および系統アクセス検討（予備検討）の申込みについて

1 申込者による抽選会参加および予備検討の申込件数は、『[実証試験対象]大規模風力（出力制御型）』、『[通常型]大規模風力』、『[蓄電池等併設型]出力変動緩和制御型風力』の合計で5案件以下、『[通常型]中規模風力』で3案件以下とします。なお、『[通常型]大規模風力』と『[実証試験対象]大規模風力（出力制御型）』の併願は1案件と数えます。

ただし、高・低圧連系の申込み件数は、『[通常型]大規模風力』、『[蓄電池等併設型]出力変動緩和制御型風力』および『[通常型]中規模風力』の合計で1申込者3案件を上限とします。

具体的な申込み方法等は「[平成23年度風力発電系統連系受付要項] 系統アクセス検討申込みの手引き」をご覧ください。

（2）当社が電力購入しない風力発電の扱いについて

逆潮流（電力系統への電力流入）のない自家消費型風力発電や、当社以外へ

の電力供給を計画している風力発電についても、当社電力系統へ連系される場合、出力変動が電力系統へ与える影響は同様であることから、受付の対象とします。

(3) 今後の受付および系統空き容量の問合せについて

来年度以降も継続して風力発電受付を実施していくこととしており、具体的な内容については今後検討を進めていきます。

なお、風力発電の導入拡大を着実に推進する観点から、一定以上の検討がなされた案件をお申込みいただくために、来年度以降の風力発電受付では、1年間以上の風況実測データ提出を受付条件とします。

また、来年10月から一定規模の風力発電所が環境影響評価法の対象事業となることを踏まえ、環境影響評価法に係る資料などについて確認する予定で検討を進めていきます。

さらに、当社は、今後の風力発電受付に向けた取組みとして、平成24年7月から当社電力系統に連系を検討されている風力発電事業者を対象に、系統空き容量の問合せについて随時受付を開始します。

(4) 離島系統への連系について

新潟県佐渡市、新潟県岩船郡粟島浦村、山形県酒田市（飛島）に風力発電機を連系する場合には、出力区分にかかわらず、蓄電池併設などによる周波数変動対策が必要となる場合があります。

そのため、全ての案件について、本系統連系受付概要にかかわらず個別協議が必要となります。

以 上